

税源偏在是正方策について

平成 24 年 11 月
(済委員ご提出資料)

税源偏在是正方策について(検討案①)

検討案① 地方の共通財源と位置付け調整する仕組み

地方税の一部を、地方の共通課題の財源として地方が共同して確保するために課す税と位置付け、その税収相当額を、共通課題と関連性を有する客観的指標を交付基準とする税交付金により、地方団体相互間で調整する仕組みを構築する。

※例えば、各都道府県で育成された人材が都市等に流出して企業の活動を支え、企業収益の源泉となっていること、日本経済の持続的な発展のために人材育成の重要性が高まっていること等を踏まえ、「法人二税の一部を、全都道府県共通の課題である人材育成の財源を確保するために課す税と位置付ける」とともに、都道府県が重要な役割を担う学校教育や職業訓練等に要する費用は人口に相関すると考えられることから、「その税収相当額について、人口を交付基準とする税交付金を相互に交付する」仕組みを構築する。

※このような税の性格を明らかにするため、「道府県は、全道府県共通の課題である人材育成に関する費用に充てる財源を共同して確保するため、【○○共同税】を課するものとする」との規定を置くことも考えられる。

※各都道府県間の資金の受け渡しは、地方消費税の清算の例により、①道府県は、当該道府県に納付された【○○共同税】に相当する額を、各道府県ごとの人口に応じてあん分して他の道府県に対し支払うものとし、②他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間でそれぞれ相殺することにより行う。

想定される論点

○地方財政審議会の意見(平成19年11月)にあるように、「地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはない」のではないか。

※ドイツの共同税は連邦政府と州政府が共同して課税権を行使する仕組みであり、州政府が共同して(すなわち州政府がそれぞれの区域を越えて)課税権を行使する仕組みではない。

○各都道府県にいったん帰属が決定した税収相当額について、都道府県間で資金の移動を行うことについては、既に税交付金制度が存在しており、法制上可能ではないか。

※税交付金には都道府県から市町村に交付するものほか、市町村から都道府県に交付するもの(たばこ税都道府県交付金)がある。

税源偏在是正方策について(検討案②)

検討案② 地方法人特別税・同譲与税の仕組みの改善

地方法人特別税の位置付けを、全都道府県共通の課題である人材育成の財源を確保するために課す税に改め、恒久的な制度とした上で、地方法人特別税・同譲与税の仕組みを活用して地方公共団体相互間で調整を行う。

※ドイツの共同税は、連邦参議院により州政府の意見が反映されることを前提としているものの、課税標準や税率、連邦政府・各州政府に帰属すべき額等は、連邦法により規定されている。

※連邦参議院に代わるものとして、「国と地方の協議の場」の活用(地方法人特別税・同譲与税に関する事項を法定協議事項とする)等により、地方の意向を反映する仕組みを構築する。

想定される論点

○地方法人特別税・同譲与税は、地方の自立と分権型社会構築のため地方税の充実を図るという地方分権の基本的な考え方逆行するものであり、直ちに廃止すべきではないか。

※地方法人特別税等に関する暫定措置法においては、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」と規定されている。

※全国知事会の提案(平成24年10月)においても、「地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである」とされている。

○地方法人特別税は形式上国税であり、非課税等特別措置は法律で規定することとなるため、都道府県の条例による減免等が行えないという点で地方分権の観点から問題があるか。

税源偏在是正方策について(検討案③)

検討案③ 地方が共同して設立する機構を通じて調整する仕組み

地方税の税源偏在を是正するために、全都道府県が共同して機構を創設し、地方公共団体からの納付と地方公共団体への交付金により調整する仕組みを構築する。

※機構は、法律により全都道府県に加入を義務付ける特別法人とする。

※偏在性の高い地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県は当該上回る額を機構に拠出する。

機構は、当該納付を財源として、一人当たり税収額が全国平均を下回る都道府県に対し、当該下回る額に応じて交付金を交付する。

※機構への納付及び機構からの交付に関する基準については法律で定める。機構においては、その機関の決定により、法律で定める基準を標準として、独自の基準を決定することもできるとするか。

想定される論点

○機構を設置してまで税収の帰属状態を是正する必要がある税目は、そもそも地方税になじまないと
いう議論につながるのではないか。

○全都道府県に公法人への加入を義務付けることができるのか。

※地方共同法人である「地方公共団体金融機構」は全地方公共団体に対し出資を強制する性格のものではない。「後期高齢者医療広域連合」は、都道府県内の区域のすべての市町村に加入を義務付けている。

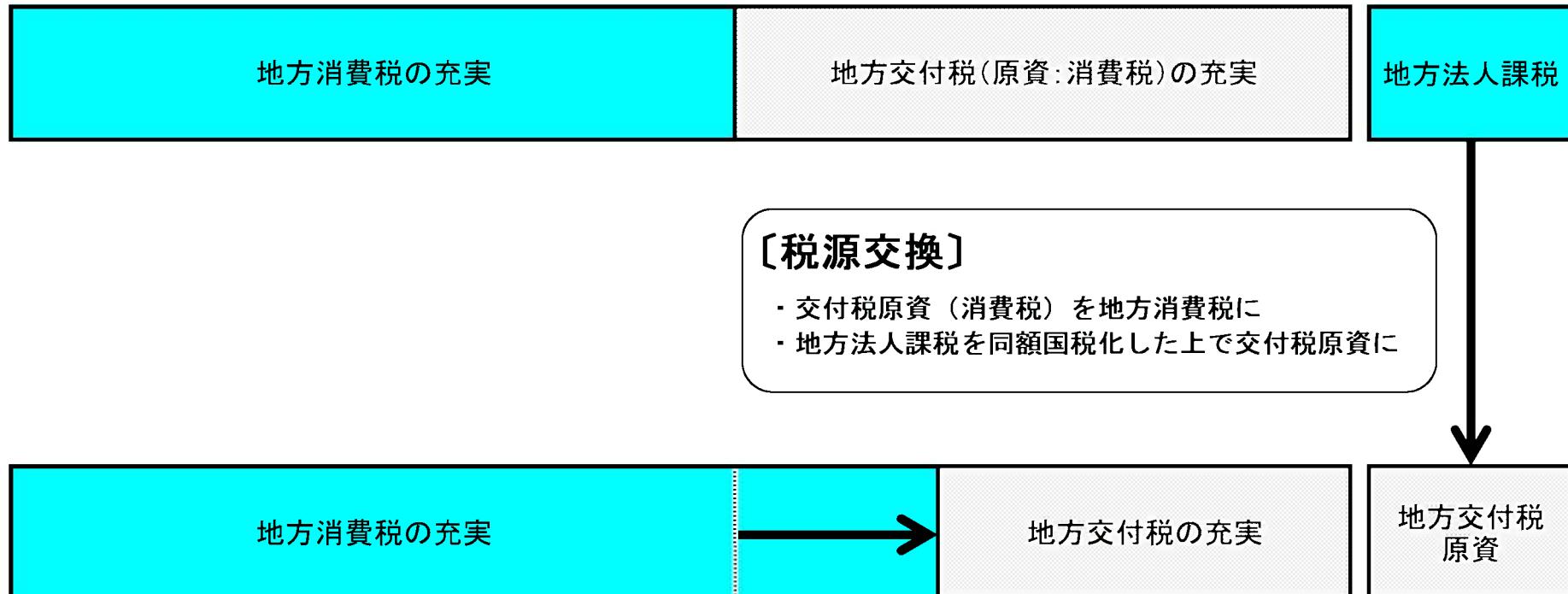
○機構からの交付額は巨額なものとなるため、その基準を機構が決定するのであれば、民主的なコントロールが十分に及ぶ仕組みとする必要があるのではないか。

今後の消費税(国・地方)の税率引上げについて

別紙

今後、社会保障財源を確保するため、消費税・地方消費税の税率引き上げが行なわれる場合に、次のような方策が考えられるか。

- ①地方の社会保障財源を確保するにあたって、交付団体と不交付団体との均衡も考慮し、地方消費税の充実と地方交付税の充実を併せて行う。
- ②そのうえで、地方税の偏在是正と税収の安定化を図るため、交付税原資となるべき消費税を地方消費税とし、地方法人課税を交付税原資とする税源交換を同時に行う。



参 照 条 文

【検討案①】関連

<地方消費税の清算基準規定>

○地方税法(抄)

(地方消費税の清算)

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、当該あん分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。)と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費に関する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

<自動車取得税の目的税時の規定と交付金規定>

○地方税法(平成21年改正前)(抄)

(自動車取得税)

第六百九十九条 道府県は、市町村(特別区を含む。第六百九十九条の三十二及び第六百九十九条の三十三において同じ。)に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、及び道路に関する費用に充てるため、自動車取得税を課するものとする。

○地方税法(抄)

第一百四十三条 道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付するものとする。

2 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第三項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)を包括する道府県(以下この項において「指定道府県」という。)は、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、当該指定道府県に納付された自動車取得税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の三に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道(当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)の延長及び面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

(以下略)

＜たばこ税の都道府県交付金規定＞

○地方税法(抄)

(たばこ税の都道府県に対する交付)

第四百八十五条の十三 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税(特別区たばこ税を含む。以下この項において同じ。)の額に相当する額が、当該年度の前々年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口(公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の二十歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であつて当該市町村において従業し、又は当該市町村へ通学する者のうち二十歳以上のものの人口の合計をいう。以下この条において同じ。)に二を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計で除して得た割合を乗じて得た額(次項において「たばこ税に係る課税定額」という。)を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、政令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度に交付するものとする。

(以下略)

【検討案②】関連

＜地方法人特別税の減免等関係規定＞

○地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 基準法人所得割額 地方税法の規定(同法第六条、第七条、第七十二条の二十四の十、第七十二条の二十四の十一及び第七十二条の四十九の四の規定を除き、税率については、同法第一条第一項第五号に規定する標準税率によるものとする。次号において同じ。)によって計算した所得割額をいう。

六 基準法人収入割額 地方税法の規定によって計算した収入割額をいう。

(課税の対象)

第六条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が地方法人特別税を課する。

第八条 地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とする。

○地方税法(抄)

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(法人の事業税の減免)

第七十二条の四十九の四 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める法人その他特別の事情がある法人に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、法人の行う事業に対する事業税を減免することができる。

○国と地方の協議の場に関する法律(抄)

(目的)

第一条 国と地方の協議の場(以下「協議の場」という。)は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第一項第三号の二の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(協議の対象)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 國と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

(以下略)

【検討案③】関連

○地方公共団体金融機構法(抄)

(資本金)

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。

- 2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。
- 3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。

(参考)第166回国会 参議院本会議 第25号 議事録抜粋平成十九年五月十六日

<民主党・新緑風会 広田一君>

【問】(前略)新機構に対して出資ができるのは地方公共団体に限定しながら、(中略)すべての地方公共団体に対して出資をすることは義務付けてはおりません。(中略)全地方公共団体の出資を義務付けるべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

<総務大臣 菅義偉君>

【答】(前略)出資の全地方公共団体への義務付けについてお尋ねがありました。出資の在り方に関しては、設立主体である地方公共団体を中心に検討されるべきものであり、全地方公共団体に対し出資を強制する性格のものではないと考えております。

○高齢者の医療の確保に関する法律(抄)

(広域連合の設立)

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

・議員

国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》

・臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ

